

都留市市長選挙

投票日は十一月十五日

十二月七日で任期が満了する都留市長選挙並びに二名の欠員となっている都留市議会議員補欠選挙が、公職選挙法にもとづき十一月五日告示され、十一月十五日の日曜日が投票日となりました。

●主要事務日程
告示日 十一月五日

立候補届出締切日 十一月六日
投票日 十一月十五日
開票日時等 投票当日午後七時三十分から谷村第一小学校体育館で行ないます。

●投票のできる人
昭和三十六年十一月十六日以前に生まれた日本国民で、ことしの七月三十日以前から都留市の住民基本台帳に登録され、引き続き市内に住んでいる人です。

●もれた人は補正登録

今月のふるさとカレンダー



旧尾県学校校舎

明治十一年に完成した尾県学校は、時の県令（現在でいう県知事）藤村紫朗氏の奨励によって建築された藤村式建築の建物です。教育の重要性を認識して、地元の人々の熱意によって建設されたこの建物は、昭和十六年末生村の三校統合まで、地域青少年をはじめ各層の教育あるいは地域開発の殿堂として、愛され親しまれてその使命をはたしてきました。

昭和四十八年老朽化した部分の補修を大々的に行ない、尾県郷土資料館として生まれかわりました。内部には民俗資料を中心に、明治から昭和までの資料約二五〇点が展示されています。

資格がありながら投票日の近くになっても投票所入場券が届かない人は、すぐに選挙管理委員会へご連絡ください。登録もれとわかれば補正登録をしますので投票できます。

●投票できない人

法律で定められた欠格事項の該当者のほか、ことしの七月三十一日以降転入の届けをした人、また投票日まで市外に転出した人も投票できません。

●投票所入場券

投票所入場券は電算機によるカナタイプのハガキで、十一月十日ごろまでに郵便でお届けします。投票日の近くになっても届かないとき、または記載事項に誤りがありましたら選挙管理委員会へご連絡ください。

●不在者投票

投票日に仕事や旅行で出かける方、出産や病気で入院予定の方、その他やむを得ない事情で投票日に投票できない方は不在者投票ができます。

不在者投票は告示の日（十一月五日）から投票日の前日（十一月十四日）まで、毎日午前八時三十分から午後五時までの間に、市役所二階の選挙管理委員会事務室で受け付けます。印鑑と入場券の届いた方は入場券をお持ちください。このほか入院先の病院内で不在者投票をすることが出来る病院もありますので、病院長または選挙管理委員会におたずねください。

●投票所の変更
つぎの三カ所の投票所が変更になります。

第六投票区（金井、中津森、下大幡、上大幡） 宝公民館に、第十投票区（小形山、田野倉、大原） 禾生第二小学校新校舎に、第十二投票区（日影、日向、上手） 与縄養蚕飼育所にそれぞれ場所が変わりましたので、該当地区の方はご注意ください。

●選挙事務室

この選挙が終わるまで、都留市選挙管理委員会事務室を市役所二階第三会議室に設置し、市長選挙並びに市議会議員補欠選挙の事務を扱っております。

電話 平日（三）一一一一（内線二七五）、休日（三）一一一六です。

土地取引のまえに

狭いながらも豊かな自然に恵まれたこの国土を大切に、有効に利用



用し、後代に伝えてゆくことは、現代に生きる私達に課せられた責務であります。

土地の買占めや地価の暴騰を防止するため、国土利用計画法では土地取引について、届出制を設けています。

この届出制の適用を受ける土地取引面積の範囲は、市街化区域で二平方メートル以上、市街化区域を除く都市計画区域で五千平方メートル以上、都市計画区域以外の区域で一万平方メートル以上の土地取引を行なう場合です。

まず、土地売買に際して、取引の当事者は、取引の予定価格や利用目的を書いた知事あての届出書を、契約を結ぶ六週間前までに市役所へ届出していたいただきます。

届出を受けた知事は、取引価格と利用目的について審査をし、不適正と認めるときは、取引の中止または変更を勧告することがあります。

つぎに、届出が受理された土地であっても、三年以上利用されないで放置されている土地は「遊休土地」の指定を受けて、その土地の利用や処分について知事の勧告をうけることとなります。

最後に、この国土利用計画法は罰則規定を備えた法律ですので、届出をおこたったり、偽りの届出をしますと、法の制裁を受けますし、税法上の特典が受けられなくなる場合がありますので、十分ご注意ください。